

虹の家 共同生活援助（介護サービス包括型）
重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. サービスを提供する事業者について

名 称	社会福祉法人 有倫会
所 在 地	長野県岡谷市長地出早2丁目6番33号
電 話 番 号	0266-28-6537
代表者氏名	理事長 井口 光世
設 立 年 月	昭和54年6月11日

2. サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事 業 所 名 称	虹の家
事 業 所 番 号	介護サービス包括型共同生活援助 2020400012号
指 定 年 月 日	平成18年10月1日
事 業 所 所 在 地	長野県岡谷市長地小萩1丁目10番18号
管 理 者	藤村 瑞穂
サービス管理責任者	武田 政太郎
連 絡 先	TEL 0266-26-7533 FAX 0266-26-7530 担当：藤村
住 居 の 名 称	虹の家 グループホーム・ケアホーム
住居の所在地連絡先	事業所所在地と同じ
住 居 の 名 称	虹の家 ケアホームなないろ
住 居 の 所 在 地	長野県岡谷市長地出早2丁目15番38号
連 絡 先	TEL 0266-27-3898 FAX 0266-27-3898
主 たる 対 象 者	精神障がい者
利 用 定 員	虹の家 20名 なないろ 10名
開 設 年 月 日	虹の家 平成18年 10月1日 なないろ 平成23年 2月1日

(2) 事業の目的および運営方針

目 的	利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、きめの細かな共同生活援助サービスの提供。

3. 共同生活住居の構造・設備等の概要

(1) 住居

住 居	虹の家 グループホーム・ケアホーム
構 造	鉄筋コンクリート造 3階建（耐火建築物）（耐震構造）
敷地面積	680.185 m ²
延べ床面積	1F 333.54 m ² 2F 264.49 m ² (3F 230.84 m ²) 計 828.87 m ²

住 居	虹の家 グループホーム・ケアホーム なないろ
構 造	軽量鉄骨造 金属板葺 2階建（耐火建築物）（耐震構造）
敷地面積	419.47 m ²
延べ床面積	1F 181.01 m ² 2F 153.45 m ² 計 336.46 m ²

(2) 主な設備

	虹の家	なないろ	備 考
居 室	20	10	全室個室
リビング・ダイニング	2	1	
洗面所	10	7	
トイレ	8個 男性：洋式3小用1 女性：洋式4	6個 男性：洋式2小用2 女性：洋式2	
浴 室	4（男女各2）	1（男女共用）	

4. サービス提供を行う職員体制

(1) 配置状況

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		0.125			0.125	
サービス管理責任者	1		0.625			0.625	
世話人	6	4	1.25			5.25	
生活支援員	4	2		0.9		2.9	

(2) 勤務体系

職 種	勤務時間帯
管理者	早出（7：30～16：15） 日勤（9：00～17：45） 遅出（10：15～19：00） 宿直（18：00～9：00）
サービス管理責任者	
世話人	
生活支援員	

5. 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 訓練等給付費対象のサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
共同生活援助 計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した共同生活援助計画を作成します。
相談および援助	利用者およびその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。 また、緊急時必要により、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 利用者が医療機関に通院する場合には、その付き添い等について配慮します。
食事の提供	配食サービスを利用して、食事を提供します。また、配食サービスを使わずに利用者が用意する事を希望する場合は、その相談、援助を行います。（食事代は実費となります） （食事時間） 朝： 7時45分から 昼：11時40分から 夜：17時40分から
金銭管理の援助	生活費の管理方法や使途方法等について必要に応じて相談支援を行います。
余暇活動の支援	地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。また、季節に合わせた行事を実施し余暇活動の提供をします。
日中活動の場等との連絡・調整	日中、デイケアや作業所等他のサービスを利用する場合、また職場に通勤する場合等に、必要に応じてサービス提供事業者や職場等と連絡・調整を行います。
財産管理等の日常生活に必要な援助	食事、入浴、整容、着替え、洗濯、掃除等について日常生活に必要な援助を行うとともに、財産管理に支援が必要な利用者について、成年後見人制度の利用を促進するなど必要な援助を行います。
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について支援します。利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。
緊急時の対応	サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合

	は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
夜間における支援	夜間においては、なないろの宿直者が緊急時に対応をします。また、特に虹の家利用者については、職員の待機携帯電話にて対応をします。
体験利用における支援	契約の希望をされている方に、生活上の不安の解消等を目的として、正式な契約締結前に「体験利用」として支援を行います。

(2) 訓練等給付費とその利用者負担額について

訓練等給付費対象のサービスを、厚生労働省の告示の単価による利用料（別表）が発生します。利用者負担は、原則利用料の1割となっていますが、所得に応じて市町村が定めた利用者負担上限額を上限としています。ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住いの市町村窓口までお問い合わせください。

6. その他の費用について

	サービスの内容	金 額
家 賃		28,000 円
食 費	配食弁当（希望の方）	実費
光熱水費		5 月～9 月：12,500 円 10 月～4 月：14,500 円
日用品費	共用品（トイレトペーパー、ハンドソープ、洗剤など）	実費（月額 1000 円徴収、年度末清算）
その他	個室テレビ使用料 個室冷房機器使用料 保健衛生品（感染症流行の際）	1,000 円 1,000 円(使用月のみ) 実費

7. 利用者負担額およびその他の費用の支払い方法について

利用者負担額およびその他の費用について、サービス利用の翌月 25 日に、利用者指定口座から下記の口座への自動振替でお支払いいただきます。（金融機関休みの際は翌日）

振替先口座			
八十二銀行	岡谷支店	5 1 1	普通預金 5 5 9 1 1 5
社会福祉法人	有倫会	虹の家	理事長 井口 光世

8. サービス提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量等に変更があった場合は速やかに事業所へお知らせください。

(2) 個別支援計画（共同生活援助計画）の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者および家族の意向に配慮しながら「個別支援計画」をサービス管理責任者が作成します。利用者の同意を得た上で成案とします。全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(3) 個別支援計画（共同生活援助計画）の変更等

個別支援計画は、6ヶ月に一度見直しを行います。また、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

9. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止などのために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守すると共に、下記の対策を講じます。

- ① 虐待に関する責任者を選定しています。
- ② 成年後見人制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制の整備をしています。
- ④ 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のために対策を検討する委員会の設置をしています。

虐待防止に関する 相談窓口	窓口担当者	施設長 藤村 瑞穂
	受付時間	9：00～17：00
	電話番号	0266-26-7533
	FAX	0266-26-7530

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者およびその家族に関する秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

○事業所および事業者の使用する（以下「従業者」という）は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

○この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間および、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の家族の個人情報を提供しません。
- 事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）

11. 緊急時の対応方法について

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに主治医または協力医療機関への連絡等を行うなど必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

【協力医療機関】

医療機関の名称	諏訪湖畔病院
医 院 長 名	稲村 いづみ
所 在 地	長野県岡谷市長地小萩1丁目11番30号
電 話 番 号	0266-27-5500
診 療 科	精神科 内科 整形外科 脳神経内科 泌尿器科 歯科

12. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険（株）
保険名	介護保険・社会保険福祉事業者総合保険

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、非常災害計画書により対応します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 3日分） （その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：平成6年6月1日 管理権限者：藤村 瑞穂 防火管理者：武田 政太郎
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 保険会社名：あいおい損害保険（株） 保険名：・介護保険・社会保険福祉事業者総合保険 ・火災保険

14. 苦情解決の体制および手順

（1）事業所の苦情・相談受付窓口

提供した指定共同生活援助に係る利用者およびその家族からの相談および苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

本法人では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情へ意見は第三者委員に相談することもできます。

事業者の 相談窓口	窓口担当者 施設長 藤村 瑞穂 受付時間 9：00～17：00 電話番号 0266-26-7533 F A X 0266-26-7530 担当者が不在の場合は、事務所へお申し出ください。	
(社)有倫会 第三者委員	浜 誠 様	電話番号 0266-58-4724
	川上 正彦 様	0266-24-4181
	小野 繁男 様	0266-22-5043

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

本法人では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または長野県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

市町村の窓口	所在地 岡谷市幸町8番1号 受付担当課 岡谷市役所 社会福祉課 電話番号 0266-23-4811 (代)
長野県福祉サービス運営適正委員会	所在地 長野市中御所岡田98-1 実施機関 長野県社会福祉協議会 受付日 毎週月曜日から金曜日 受付時間 午前9時から午後5時まで 電話番号 0120-28-7109 (苦情相談) 026-226-2210 (事務局) FAX 026-226-0130

15. 事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	虹の家グループホーム・ケアホームの設備・器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	喫煙は喫煙室でお願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては希望により預かり金管理サービスを利用いただけます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。
面会	家族等との面会は自由です。ただし、入り口の面会簿にご記入ください。ただし、感染症等流行の際は感染拡大防止のため、面会を制限あるいは禁止させていただくことがあります。
外出・外泊	事前に職員の許可を取ってください。

【別表】 訓練等給付費対象のサービス料金

1日当たり

① 利用料金 利用料金は、障害支援区分により定められています。

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
利用料	5,700円	4,330円	3,530円	2,820円	1,790円	1,620円

②加算料金 当事業所の体制により、下記の通り料金が加算されます。

ア. 夜間支援等体制加算	虹の家	100円
	なないろ	450円
イ. 福祉専門職員配置等加算		40円